私道の指定道路図面等の閲覧及び写しの交付

に関する事務取扱要領

（令和２年２月２７日都市整備局長決裁）

（趣旨）

第一条　この要領は，建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）により指定を受けた私道の指定道路図面等の閲覧及び写しの交付に関して必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この要領において使用する用語は，法，仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成12年3月17日仙台市条例第19号），仙台市建築基準法施行規則（昭和46年7月30日仙台市規則第37号）及び仙台市私道取扱いの手引き（平成30年3月14日都市整備局建築宅地部長決裁）において使用する用語の例による。

２　この要領により閲覧をさせ又は写しを交付する私道の指定道路図面等とは，次の各号に掲げるものをいう。

一　法第４２条第１項第５号に規定する道路の指定台帳

二　法第４２条第３項に規定する水平距離の指定台帳

三　不完全位置指定道路の協議書及び念書に添付のある図面等のうち，位置図及び地籍図（実測図，断面図，協議成立欄，道路中心立会者欄等を含む。以下同様とする。）

四　法第４２条第１項第３号又は第２項による道路の末端協議書に添付のある図面等のうち，位置図及び地籍図

五　狭あい道路協議書（又は申出書）に添付のある図面等のうち，位置図及び地籍図

六　特定道路（協定道路）に関する書類に添付のある図面等のうち，位置図及び地籍図

３　前項第三号から第六号の私道の指定道路図面等の閲覧をさせ又は写しを交付するときは，別表右欄に掲げる情報に黒塗りをしたうえで閲覧をさせ又は写しを交付するものとする。

（閲覧又は写しの交付の申請）

第三条　私道の指定道路図面等の閲覧又は写しの交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，私道の指定道路図面等の閲覧・写しの交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を当該申請に係る私道の指定等を行った区の区役所の建設部街並み形成課（以下「街並み形成課」という。）に提出しなければならない。

（閲覧又は写しの交付の実施）

第四条　私道の指定道路図面等の閲覧をさせ又は写しを交付する日時は，区役所の開庁時間帯（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の１月３日までの日）を除く月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時00分まで）とする。

２　私道の指定道路図面等の閲覧をさせ又は写しを交付する場所は，街並み形成課内とする。ただし，申請者の希望があるときは，郵送により写しを交付することができる。

（費用の負担）

第五条　私道の指定道路図面等の写しの交付を受けるものは，当該写しの作成に要する費用を負担するものとし，その費用を前納しなければならない。なお，郵送による交付を希望する場合は，第三条の規定により申請書を提出するときに，対象図面等の写しの郵送に必要な封筒及び切手を添えて申し出るものとする。

２　前項の写しの作成に要する費用は，モノクロで複写したＡ３版までの用紙１枚につき10円とし，１枚の用紙の両面に複写した場合は，２枚として計算する。なお，原図の大きさがＡ３版を超えるときは，Ａ３版以下の用紙に分割して複写したものを交付するものとし，分割した用紙の片面を１枚として計算する。

（実施細目）

第六条　この要領の実施細目は，都市整備局建築宅地部長が定める。

　　附　則

この要領は，令和２年３月１日から実施する。

　　附　則（令和２年１１月９日改正）

この要領は，令和２年１１月９日から実施する。

別表（第二条第三項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象図面等 | 黒塗りをする情報 |
| 位置図及び地籍図 | 法人等の名称  （市販の地図の転写を除く） |
| 氏名  （市販の地図の転写を除く） |
| 住所 |
| 電話番号 |
| 押印 |
| 道路以外の辺長 |
| 面積 |